

## (5) 治ゆしたときの手続

負傷又は疾病が治ゆしたときには、所属長及び任命権者経由で支部長に「治ゆ報告書」（支部様式第9号）を提出する必要があります。

この場合の「治ゆ」とは、負傷又は疾病が完全に治ったときはもちろんですが、一定程度までに症状が軽減し、それ以上はもはや医療効果が期待できず、症状が固定したと認められる場合をいい、疼痛等の症状が残っていても同様です。

また、急性症状のみとして限定して認定された場合で、その急性症状が消退し、慢性症状の状態に戻たと認められる場合にも同様に「治ゆ」したことになります。

このような状態になったときには、それ以後の治療等に要する経費は療養補償の対象とは認められませんので、速やかに「治ゆ報告書」を提出してください。

治ゆ後の疼痛等の症状については、一般の傷病と同じように共済組合員証・健康保険組合員証を使用して治療を受けることができます。

治ゆしたときに障害が残っていて、その障害の程度が法別表に定める第1級から第14級までの障害等級に該当する場合は、障害補償の支給対象になります。